

公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4K6Z23C02270	4LAF2AF0013 0001		
品名 または 件名			
装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する設計検討			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		グループ
納地または工事場所		引渡場所	
陸幕		陸幕	
搬入場所		納期または工期	
		令和8年2月20日(金)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 :

入札日時場所 : 令和6年10月25日(金) 11時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金:免除 契約保証金:免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式:総品目総額 契約方式:一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

「防衛装備府における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領」の第4項(1)、(2)、(3)、(4)の資料を1部作成し、令和6年10月4日(金)までに担当者に提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「利益制限契約に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」  
「原価監査付契約に関する特約条項」  
「早期装備化契約特別条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分  
(前日が休日又は休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書(写)」を提出すること。  
(FAX可)
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所  
別途執行日時を示し、後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 契約手続の問い合わせ先  
中央会計隊契約科第3班 當銘(とうめ) (TEL:03-3268-3111 内線47555)  
(FAX:03-5269-5135(直通))  
仕様書に関する問い合わせ  
陸上幕僚監部装備計画部開発課 川岸 (TEL:03-3268-3111 内線41774)

### 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

### 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

### 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
(早期装備化実証推進事業) 装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載 に関する設計検討	GRD-Z000991
防衛大臣承認	令和年月日
作成	令和6年9月11日
変更	令和年月日
作成部隊等名	陸上幕僚監部装計部開発課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が実施する装甲車両の改善（A P S等）において使用する器材の設計検討について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

#### 1.2.1 対戦車弾

モンロー／ノイマン効果により装甲板を貫通する成形炸薬弾頭を搭載した弾薬を言う。

#### 1.2.2 対戦車でき弾

対戦車弾のうち、誘導制御機構を有さず、主に直接照準かつ低伸弾道により命中を期するものをいう（ロケットモーターによる自己噴進機構を有するものを含む。）。

#### 1.2.3 対戦車誘導弾

対戦車弾のうち、目標の熱源、射手等の指示・指令による誘導制御機構を有するものをいう。

#### 1.2.4 対戦車誘導型トップアタック弾

対戦車誘導弾のうち、目標前で高度を上げ目標の側面ではなく、上部部分に対し命中を期するものをいう。

#### 1.2.5 装甲戦闘車両

装軌及び装輪式の装甲をもつ車両のうち、口径20mm以上の機関砲等の火力性能を保有する戦車等の車両をいう。

#### 1.2.6 A P S

Active Protection Systemの略、附属するレーダ及びセンサ等を用い装甲車両に対し飛翔する対戦車でき弾、対戦車誘導弾及び対戦車誘導型トップアタック弾を検知し、連接する発射装置より飛翔体を発射することでこれらを迎撃し、装甲戦闘車の被弾を防ぐことができるものをいう。

#### 1.2.7 R W S

Remote Weapon Stationの略、人員の防護を目的とした遠隔操作式の無人銃架または砲塔を搭載したものとする。

#### 1.2.8 システム設計

本仕様書に規定されたA P S及びR W Sのシステムの構想や特性を考慮しつつ、それぞれの機能・性能を実現し車両搭載に係る設計等を行うことをいう。

#### 1.2.9 基本設計

システム設計に基づき、主要構成品ごとの細部設計に必要な細部要求機能・性能を明確にすることをいう。

### 1.2.10 細部設計

基本設計に基づき、主要構成品ごとに関する細部の設計（機能・性能の設定、製造図面の作成等）を行うことをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先するものとする。

#### a) 仕様書等

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9	陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
GRD-Z 0 0 0 8 3 8	装甲戦闘車両における遊よく（弋）型UAV防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討
GRD-Z 0 0 0 8 6 5	遊弋型UAV対処器材（その1）
GRD-Z 0 0 0 8 7 0	遊弋型UAV対処器材（その2）
GRD-Z 0 0 0 9 0 9	遊弋型UAV対処器材（その3）（共通車両の換装技術用共通車体（その2）の改修）
GRD-Z 0 0 0 9 8 1	（早期装備化実証推進事業）装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する概念実証業務委託
GS-C 2 1 5 8 1 6	広域多目的無線機（車両用）
GS-C 2 9 5 8 1 2 J	車載装置 J M R A - Z 1 1 4
GS-C 2 9 6 1 7 4 E	車載装置 J M R A - Z 1 1 6
GV-Y 1 2 0 0 0 1	10式戦車
HV-B 7 3 0 0 0 2	野外通信システム対応ソフトウェア（10式戦車用）（その2）
HV-B 7 3 0 0 0 3	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計
HV-B 7 3 0 0 0 4	10式戦車等指揮統制装置改修ソフトウェア

#### b) 取扱書

TAS-2 3 0	10式戦車取扱書
TAS-2 3 3	10式戦車（40号車以降及び改造指令書MWO武・化第1015-134-1号による改造終了車（39号車以前））取扱書

#### c) 法令等

- 秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号(19.4.27)〕
- 装備品等秘密の指定等に関する訓令〔防衛省訓令第10号(6.3.12)〕
- 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令〔防衛庁訓令第49号(48.10.15)〕
- ライフサイクルコストの細部見積要領について（通知）（装事第11143号）
- 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防経装第19072号（26.12.24）〕
- 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕
- 武器・化学装備品等の型式管理について（通達）〔陸幕武化第331号（1.12.16）〕

d) その他

- 1) 基本設計書  
10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 基本設計書
- 2) 細部設計書  
10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 細部設計書
- 3) 承認用図面  
10式戦車 [装承武第02-06 (2. 5. 29)]

2 役務に関する要求

2.1 一般的な要求事項

- a) この役務は、GV-Y120001の10式戦車に対しAPS, RWS及びGRD-Z0009で搭載されたレーダ（以下、RWS用レーダという。）を搭載するためのシステム設計を検討する。
- b) 役務の実施は契約の相手方が作成する役務計画書による。

2.2 役務の内容

役務の内容は、附属書Aによる。

- a) 契約相手方は、附属書A「車両適合性に係るシステム設計」により、搭載に必要なシステム設計を実施する。
- b) システム設計の実施にあたり、設計対象車両が武器等製造法及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令並びに、その他関連諸法令などに適合しない可能性が生じた場合については、その内容を明確にする。

2.3 開発調整会議

開発調整会議は、附属書Bによる。

2.4 リスク管理

契約相手方は、システム設計を実施する上で、車体改修にて発生するリスクを検討し附属書Aに規定するシステム設計書に反映する。

2.5 他の必要事項

- a) 細部については、契約の範囲内において、開発課との相互調整により実施する。
- b) 本仕様書に基づく内容や成果の一部に必要な搭載検討において、必要によりGRD-Z000981の概念実証委託企業及びその実施組織企業と秘密保持契約を結ぶとともに、開発課が主催する会議において必要な助言を行うもとする。
- c) 本役務の実施計画及び成果の説明、開発課の搭載検討に必要な会議（計5回）に参加する。
- d) 本役務の実施にあたり、製造時に官給の可能性がある車両に関する現地確認（御殿場地区）及び必要な調査を行い官側へ報告する。

3 品質保証（監督・検査）

監督・検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 他の指示

4.1 役務の実施体制等

契約相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に開発課と協議する。

- a) この役務に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“役務従事者”という。）を確保する。
- b) 役務従事者は、2.1における搭載検討対象車両に関する業務の経験及び知識等をもつ。
- c) 役務従事者は、2.1に掲げるもののほか、この役務に必要となる経歴、知識、資格、語学（母国

- 及び外国語能力), 文化的背景 (国籍等) 及び業績等をもつ。
- d) 役務従事者は、他の手持ちの業務等との関係において、この役務に必要な業務所要に対応できる体制をもつ。
- e) 上記役務従事者を名簿にまとめ、4.4提出書類に示す要領で提出する。

#### 4.1 履行確認

契約の相手方は、契約締結後より月2回を基準として、開発課に進捗状況を報告すること。なお、書面、メール等による報告も可とする。

#### 4.2 安全管理

契約の相手方は、本業務委託の遂行において安全を最優先するものとし、開発課の指示に対して十分な安全の確保が困難な場合は、開発課に協議を申し出ることができる。

#### 4.3 発生材の処置

本業務委託で生じた発生材は、契約の相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

#### 4.4 貸付文書

貸付文書は、表1による。貸付けに当たっては、開発課が必要と認めた資料について、調整の上、契約相手方の申請により無償貸付できるものとし、細部は官側の指示による。

なお、貸付場所は、陸上幕僚監部装備計画部開発課とし、貸付時期については、官側との調整による。

表1-貸付文書

番号	品名		数量	文書番号等
1	取扱書	10式戦車取扱書	1部	TAS-230
2		10式戦車（40号車以降及び改造指令書MW ○武・化第1015-134-1号による改造 終了車（39号車以前））取扱書	1部	TAS-233
3	技術図書	APSに係る技術図書	1部	APSに係るRFI情報
4	承認用図面	10式戦車	1部	装承武第02-06 (2.5.29)
5	基本設計書	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 基本設計書	1式	—
6	細部設計書	10式戦車等に搭載されている指揮統制装置の汎用化改修に係る設計 細部設計書		—
7	技術資料	APS車両搭載検討資料	1部	GRD-Z000981 -表5
8	システム設計書	装甲戦闘車両における遊よく（弋）型UAV防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討 システム設計書（最終）	1式	—
9	システム設計書	装甲戦闘車両における遊よく（弋）型UAV防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討 システム設計書（最終）別冊「秘」	1式	—
10	承認用図面	遊弋型UAV対処器材（その1）	1部	—

11	取扱説明書	遊弋型UAV対処器材（その1）取扱説明書	1部	—
12	細部設計書	遊弋型UAV対処器材（その2） 細部設計書	1式	—
13	細部設計書	遊弋型UAV対処器材（その3）（共通車両の換装技術用共通車体（その2）の改修） 細部設計書	1式	—

注記1 その他、必要な文書が発生した場合は、官側との協議による。

注記2 細部は、開発課との調整による。

#### 4.5 提出書類等

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

なお、特に指定のある事項は、調達要領指定書によるほか、開発課との調整による。

表2 提出書類等

番号	提出書類名	数量	提出時期	提出先	様式
1	役務計画書（作業工程表）	a)	契約締結後、1か月以内	陸上幕僚監部装備計画部	b)
2	役務従事者名簿			開発課	
3	システム設計書 附属書「注意」c)		令和8年1月末	(市ヶ谷)	
4	システム設計書 附属書「秘」d)				
5	システム設計書				

注a) 提出書類は、紙媒体及び電子記憶媒体を各1部とし、電子記憶媒体の種類及び記憶方式について、開発課との調整による。

また、電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

注b) 様式は、契約の相手方の様式による。

注c) 情報セキュリティ指定書に応じて作成する。注意の指定が行われない場合は提出しない。

注d) 情報セキュリティ指定書に応じて作成する。秘の指定が行われない場合は提出しない。

#### 4.6 秘密の保全

契約の相手方は、部品の製造に関わる物件、文書、図面などの秘密に指定されたものの取扱いにおいて、「秘密保全に関する訓令」に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

#### 4.7 情報保全

契約相手方は、この契約の履行にあたり知りえた保護すべき情報の取扱いにあたっては、契約に付された情報セキュリティに関する特約条項に基づき、適切に管理するものとする。契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要さないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3 c) 装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）〔防経装第19072号（26.12.24）〕における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて），適切に管理するものと

する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要さないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを取り扱われることを保障する履行体制保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### 4.8 知的財産権に関する注意

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

#### 4.9 官側の支援

契約の相手方は、GLT-CG-Z500002の7.3によるほか、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) 実弾射撃検証参加に当たり官側が必要と認めた物品及び地域に関する事項。
- c) その他官側が必要と認めた事項

#### 4.10 サプライチェーン・リスクへの対応

サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1による。

#### 4.11 その他

その他は、次による。

- a) 官側の資料使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- b) 契約相手方は、監督及び検査に必要な資料を官側の要求によって、開示しなければならない。
- c) 契約相手方は、必要な技術資料を官側の要求によって開示しなければならない。

#### 4.12 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書A  
(規定)  
車両適合性に係るシステム設計

A. 1 適用範囲

この附属書は、本体2.2に基づき、契約の相手方が本仕様書に基づいて行うシステム設計に対する要求事項について規定する。

A. 2 役務内容

役務内容は、表A.1を基準とし、細部は以下による。

- a) A P S, R W S 及びR W S用レーダの搭載要領及び車両側のシステムの連接要領を検討する。
- b) A P S, R W S 及びR W S用レーダを搭載するために必要な重量及び電力増強対策を含む改修要領を検討する。この際、A P SとR W S及びR W S用レーダについては同時搭載、どちらか一方の搭載、非搭載が可能であるよう検討する。
- c) G R D-Z 0 0 0 9 8 1における実弾射撃検証に参加する。参加する人数は2名とし、実施国内における試験場及び政府関連施設の入場等への支援を除き、契約の相手方が実弾射撃検証の参加に必要な移動、宿泊、食事について準備するものとする。細部は、開発課との協議の上、調整する。
- d) 搭載対象車両側において操作する人員の安全性の確保を重視する。
- e) 更に考慮すべき項目及び内容が生起した場合は、開発課との協議の上、調整する。
- f) 表A.1番号1~3までの検討結果をシステム設計書として提出する。  
なお、システム設計書は最終報告を実施し、細部は表B.1による。

A. 3 システム設計対象器材

システム設計対象器材は、次による。

- a) A P S  
G R D-Z 0 0 0 9 8 1のA P Sを対象とする。
- b) R W S  
G R D-Z 0 0 0 8 6 5の30mmR W Sまたは同等品
- c) R W S用レーダ  
G R D-Z 0 0 0 9 0 9で搭載されたレーダまたは同等品
- d) A P S及びR W S及びR W S用レーダの搭載対象車両  
G V-Y 1 2 0 0 0 1の10式戦車

表A.1—検討項目及び内容

番号	検討項目	内容
1	搭載対象車両との配置要領	A P S, R W S 及びR W S用レーダと搭載対象車両の最適な配置要領及び機能・性能への影響等について検討を実施する。
2	搭載対象車両との適合性検討	技術図書及び技術資料等から、A P S, R W S 及びR W S用レーダの搭載及び運用のために必要な適合性を検討し、車両側のシステムの連接要領、必要な処置対策要領及び設計の基本となる事項を検討する。

3	搭載対象車両の改修要領の検討	番号2までに実施した検討結果に基づき、搭載対象車両に対するAPS、RWS及びRWS用レーダの搭載に関する改修要領及び必要な資器材について検討を実施する。
4	LCC検討	番号3までに実施した検討結果に基づき、LCCを検討する細部はA.4による。

#### A.4 LCC検討

LCCの検討は、表A.1の番号4に基づき実施し、LCC管理報告書を提出する。LCC管理報告書は表A.2による。APS（迎撃用弾薬含む）及びGRD-Z000865の30mmRWS（弾薬含む）のLCCについては技術資料及び技術図書による。

表A.2—搭載に係るLCCの検討項目及び内容

区分	項目
量産段階	初度費
	対象車両改修費（必要な資器材を含む。）
運用段階	教育訓練費（技術支援等。）
	弾薬等調達費（APSの迎撃用弾薬等。）
	維持整備費（補用品、部品費、整備用機材等。）
廃棄段階	廃棄（APS及びGRD-Z000865の30mmRCWSは技術資料及び技術図書による。）

注記1 取得数量は300器材とし、取得ペースは10器材／年とする。（運用期間は20年）

注記2 LCCを概算するレート等の細部条件は、官側の指示による。

附属書B  
(規定)  
開発調整会議実施要領

B. 1 適用範囲

この附属書は、本体2.3に基づき、開発調整会議の実施要領について規定する。

B. 2 目的

開発調整会議（以下，“会議”という。）の目的は、契約相手方がこの仕様書の定めるところによつて実施するシステム設計及びLCC管理に必要な細部事項などを調整するものである。

B. 3 会議の構成及び所掌事項

B. 3.1 導入時期

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員をもつて次のとおり構成する。

- a) 議長は、開発課長が指名する者
- b) 議長補佐は、議長が指名する者
- c) 調整委員は、次のとおりとする。

1) 官側

- 1. 1) 開発課担当者
- 1. 2) その他、議長が指名する者
- 2) 契約相手方

官側との調整によって契約相手方が定めるところによる。

B. 3.2 所掌事項

所掌事項は、次による。

- a) 議長は会議を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の進行を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。
- d) 契約相手方は、会議の準備・参加、資料の作成、必要な事項の説明、議事録の作成、調整を実施する。

B. 4 会議内容等

会議内容等は、表B. 1による。

表B. 1—会議内容等

番号	項目	実施内容	実施予定期
1	役務計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>a) 作業工程表の説明</li><li>b) 技術図書及び技術資料の確認</li><li>c) その他、議長が指定する事項</li></ul>	官側との調整による。
2	実弾射撃検証 要領	<ul style="list-style-type: none"><li>a) 役務進捗状況の説明</li><li>b) 実弾射撃検証要領に対する助言</li><li>c) その他、議長が指定する事項</li></ul>	官側との調整による。

3	実弾射撃検証 成果の共有	a) 役務進捗状況の説明 b) 実弾射撃検証成果の確認 c) その他、議長が指定する事項	官側との調整による。
4	附属書A 表 A.1のうち、番号1, 2, 3	a) 搭載対象車両への適合性 b) 改修要領 c) その他、議長が指定する事項	契約相手方の作成する役務計画書による。
5	附属書A 表 A.1のうち、番号4	a) 搭載対象車両改修に係るLCCの概要 b) LCC検討 c) その他、議長が指定する事項	官側との調整による。
注記1 会議の実施時期については、本体4.5に規定する役務計画書にて実施時期を記載し、開発室との合意を得る。			
注記2 実施予定場所は原則として陸上幕僚監部にて実施する。			
注記3 更に考慮すべき項目及び内容が生起した場合は、開発課との協議の上、調整する。			

情報セキュリティ指定書	発簡番号	陸幕整理番号第 5310 号
	調達要求番号	4LAF2A70013
	調達要求年月日	令和 6 年 9 月 18 日
	作成部課	陸上幕僚監部装計部開発課
	作成年月日	令和 6 年 9 月 11 日
品 名	(早期装備化実証推進事業) 装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する設計検討	
仕様書番号	GRD-Z-000991	

### 1 保護すべき情報の管理\*

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。（令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき適切に管理するものとする。

### 2 保護すべき情報として指定された情報\*

装備品	指定すべき情報		企業で取り扱う際の留意事項	備考
	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細		
アクティブ防護システム	1 車両搭載検討資料	GRD-Z-000981表5 のうち、製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製造過程、納入、試験、完成図書・承認用図面作成時に明らか又は類推される場合には保護対象とする。</li> <li>○ 設計当初から左記性能が明白になる場合には保護対象とする。</li> <li>○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。</li> <li>○ 納入試験等における試験データなど、保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。</li> <li>○ 無償貸付品及び官給品使用時、それらの保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。</li> </ul>	
	2 技術資料	納入書類における項目において製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合		
	3 システム設計書付属書「注意」	納入書類における項目において製造会社所在国が「注意」に指定する情報が含まれる場合及びそれらの情報を用いてシステム設計を行った場合の関連項目		
	4 システム設計書	装甲戦闘車両における遊よく(弋)型UAV防護に係る研究にて使用する器材の車両適合性に係る設計検討（システム設計書（最終）別冊「秘」）に係る情報及び本情報を用いてシステム設計を行った場合の関連項目		

### 3 特記事項

製造会社所在国が「注意」に指定する情報については、契約相手方の要求に応じ相手国国防省等がその都度決定するため、保護すべき情報の詳細について、官が別途指示する。

入札書

調達要求番号	4LAF2AF0013	契約実施計画番号	4K6Z23C02270
--------	-------------	----------	--------------

金額 ¥ \_\_\_\_\_ (税抜)

品名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
装甲戦闘車両のアクティブ防護システム搭載に関する設計検討	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)	令和8年2月20日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ  
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除  
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 10 月 25 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮内修嗣 殿

住 所

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

## 委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会社名：

代表者名：

担当者名：

連絡先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者

受任者